

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPPORO

2014.4.1 発行

発行

一般社団法人  
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010  
札幌市北区北10条西4丁目1  
S Cビル2F

TEL 011-792-1811  
FAX 011-792-5140

## 第87号

- P1～2. 札幌弁護士会高齢者・障害者支援委員会 委員 早坂 悟郎『成年後見制度の使い方(2)』
- P3. 札幌市からのお知らせ『定期巡回・随時対応型訪問介護看護の現状について』
- P4. コラムVOL3『地域ケア会議』NPO法人シーズネット理事長 奥田 龍人
- P4. 今月のQuestion (札幌市Q & A)
- P5. 知っ得「アセスメント(課題分析)のプロセスはケアマネとしてとても大切!」
- P6. KPC24 きらり★ポジティブケアマネジャー [ケアマネ奮闘記①～ケアプランセンターかしわば 多田 隼 和代]
- P7. ケアマネあるある! [ケアマネ奮闘記②～有料老人ホーム みのり福住 中村 徳子]
- P8. 掲示板 総会に関するお願い/第1回支部役員交流会実施報告



## 成年後見制度の使い方(2)

札幌弁護士会高齢者・障害者支援委員会 委員 早坂 悟郎

前号では、成年後見申立ての概括的な説明を行いました。今号では、成年後見の「市町村長申立て」(以下「市長申立て」といいます。)についてご説明いたします。

### ○市長申立てとは

市長申立ては、市町村長が、判断能力の不十分な高齢者・障がい者について「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に、成年後見、保佐、補助の申立てを行う制度です。

### ○札幌市における運用

札幌市では、要綱を設けて、市長申立てを行う要件を定めています。

### 市長申立てを行うための要件

1. 本人の判断能力が、成年後見相当であること
2. 親族による申立てができないこと
3. 日常生活上の支援のために後見人が必要であること

以上が必要となります。

### ○成年後見相当であること

保佐、補助レベルの方は、一般に事理弁識する能力(意思能力)が失われているとまではいえないことから、本人申立てが可能と考えられるためです。したがって、意思能力が成年後見相当である旨の医師の診断が必要となります。

### ○親族による申立てができないこと

札幌市では、原則として、2親等内の親族に、文書により、ご本人の成年後見申立てをする意思があるかどうか及び市長申立てに同意するかどうかの意向確認を行っています。

ここで確認されるのは、親族が後見人になる意思があるかどうかではなく、本人の成年後見の申立てを行う意思があるかどうかです。

また、親族に意向確認することが不適当な虐待ケースの場合などは、この限りではありません。

次ページにつづく

## ○日常生活上の支援のために後見人が必要であること

たとえば、本人のために福祉サービス利用契約が必要であるとか、親族からの経済的虐待を防ぐ必要があるなどの、具体的な理由が必要となります。

また、あくまで成年後見制度を利用する必要性なので、成年後見人にはできないことを必要性として挙げることはできません。

### 【成年後見人にはできない行為】

- ・本人の身体介護などの事実行為（介護サービス利用契約などの法律行為はok）
- ・手術等の医療行為に対する同意
- ・入院・入所契約時の保証人、身元引受人となること
- ・養子縁組、認知、結婚、離婚、遺言などの一定の身分行為
- ・本人死亡後の本人の財産の遺産相続手続（これに対し、本人が相続分を有する遺産がある場合、成年後見人は、本人を代理して遺産分割を行うことができます。）

## ○費用負担は？

申立てにあたり必要な費用（裁判所へ収める郵券代、印紙代、鑑定料など）は、いったん札幌市が負担しますが、札幌市はこれらを本人の負担とすることを家裁に求め、家裁が成年後見審判において費用の本人負担を命じた後、札幌市が本人に請求（求償）する運用になっているようです。

後見人の報酬は、本人が負担するのが原則ですが、市長申立てにより後見人が選任されたケースで、本人が生活保護受給者など資力のない場合には、札幌市が報酬を助成してくれる場合があります。

## ○どこに相談にいけばいいの？

札幌市では、平成25年4月から、市長申立てにあたっての事務を、一部社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）へ委託しています。

病院や施設で働くケアマネさんが、患者さんや利用者さんに成年後見人が必要、でも親族がいない、いても申立てに非協力的というケースがある場合には、まず、市社協（TEL：011-632-7355）に相談されるとよいでしょう。

相談の結果、必要に応じて、市社協が、市長申立てに必要な資料を収集、作成します。

この場合、一定の資料（診断書、診断書附票、財産目録、後見予算表、財産関係書類など）の収集や作成を病院、施設にお願いすることがあります。

また、ケアマネさんが、在宅で支援されている方に対し、市長申立てが必要と判断した場合には、各区の地域包括センターや保健福祉課（保健支援係）に相談に行かれるとよいでしょう。

この場合、市長申立ての要件を満たすと判断された場合には、各区が、市社協と連携して、申立てに必要な資料を作成、収集して、市長申立てが行われることとなります。

## ○要件を満たさない場合や満たすかどうかわからない場合は？

「2親等内の親族がいるが、長い間疎遠であって、協力してくれるかわからない」というような場合には、まずは市社協に相談されるとよいと思います。

また、意思能力が保佐、補助相当の場合には、市長申立ては困難ですので、前号で紹介した電話相談「北海道弁護士ホットライン」

（TEL：011-251-7707）や「ホット」来館・出張相談（予約TEL：011-242-4165）で、弁護士に相談されることをお勧めします。

以上

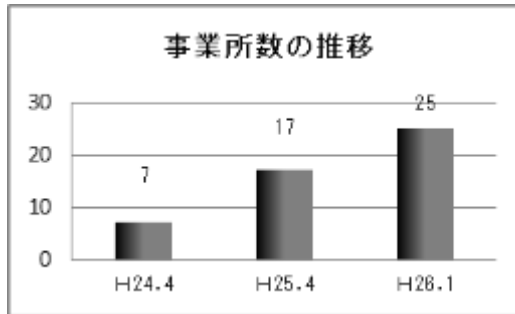
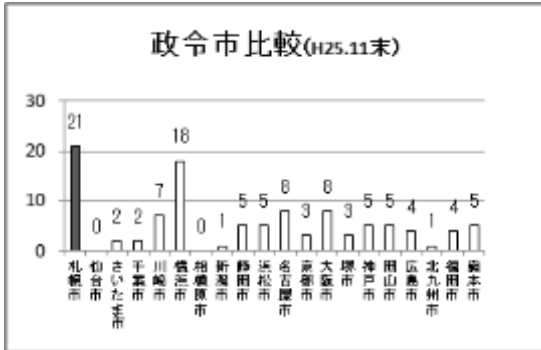


# 札幌市からのお知らせ

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の現状について 札幌市介護保険課

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスが開始されてから、2年が経過しました。  
このサービスへの理解を深めていただくため、札幌市におけるサービスの実態や整備状況等をまとめました。  
在宅サービスの中の選択肢の1つとして、今後のご参考にしてください。

### 札幌市の整備状況・利用状況



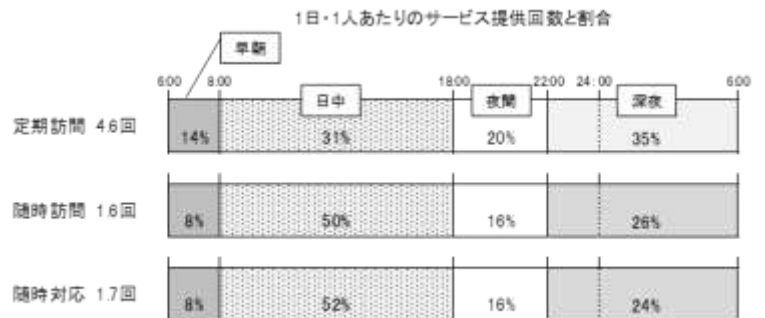
中央区	3	2
北区	3	2
東区	4	3
白石区	4	4
厚別区	2	2
豊平区	2	2
清田区	2	1
南区	1	0
西区	3	2
手稲区	1	1
<b>合計</b>	<b>25</b>	<b>19</b>

出典：厚生労働省老健局振興課

札幌市の事業所数は着実に増えており、全国の中でも整備が進んでいる状況にあります。  
平成26年1月現在、市内全区に事業所が設置されました。  
市内25事業所のうち、高齢者住宅と併設している事業所の割合は約80%となっています。



※H24.4～H25.10の利用人数の合計



※各欄の%は、各サービスの回数を1とした場合の割合

介護度別では要介護1・2で全体の約60%を占め、全体の平均介護度は2.4と比較的軽い方の利用が多くなっています。  
時間帯別のサービス提供回数は、定期訪問は日中及び深夜の割合が高くなっています。  
一方、随時訪問・随時対応については、日中が5割を超えています。

### 事業所へのアンケート調査結果

サービス提供の実態や事業の内容を把握し、サービスへの理解を深めてもらうことを目的に調査をしました。

- 対象 ①平成25年12月1日現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けている事業所（20事業所）、回収率95%
- ②平成25年9月に①がサービス提供した被保険者を担当している居宅介護支援事業所（60事業所）、回収率63%

#### ■調査結果（抜粋）

##### サービスの利用を開始した理由

- 服薬介助、排泄介助等の頻回な訪問介護が必要であった。
- 夜間、緊急時の随時対応、随時訪問への安心感。
- 自宅で看取るため。
- インシュリン等の医療的な対応が頻回となったため。
- 訪問介護の回数が多く限度額を超えてしまうため。

##### どのような利用者に最も適応すると考えるか

- 介護度が高い人、訪問回数が必要な人
- 医療ニーズの高い人
- 1日複数回、短時間でもケアが必要な人
- 認知症初期の独居の高齢者
- 食事や薬をきちんと摂れば体調が安定する人
- 自宅での看取り希望の人

ここで紹介しきれない詳細については、札幌市介護保険課のホームページに掲載しています。皆さま今後の参考のために、ぜひ一度ご覧ください。

<http://www.city.sapporo.jp/kai go/k200j i gyo/k200i ndex. html>



## コラムVOL. 3 『地域ケア会議』

NPO法人シーズネット理事長 奥田 龍人



次期介護保険事業の指針では、地域包括ケアシステムに欠かせないものとして「地域ケア会議」が相当な役割を担うようなイメージが描かれている。厚労省の描く「地域ケア会議」は、ミクロの個別ケース会議から出された課題に地域というマクロの分野でどのように支え合いの仕組みをつくるかというのが焦点になっているように思われる。しかし本当にその様にうまく機能するのか？介護保険以前から「サービス調整会議」というものがあって同じような仕組みで運営していたことを思い出す。この会議は、ミクロ的な事例については区役所の担当部署といろいろとやりとりできたものの、マクロ的な本体の会議は各団体の要職ばかりが集まるので、結局「総論賛成、各論は適当に」みたいなものになっていた（古い人しか知らないでしょうが、当時「在宅介護支援センター」なるものがあって、この会議に出席していたのですよ）。ただ、今度こそ地域ケア会議が効果的な力を発揮してくれないと困る。ひとり暮らしの方と認知症の方が飛躍的に増えていくのである。その状況を地域で受けとめるための切り札として「地域ケア会議」に期待したい。まあ、運営は市町村に委ねられているので札幌市がどのようなシステムをつくるかにもよるが。

基本は事例を検討することと、社会資源を点検・開発することだろうと考える。

ついでではあるが、私が会長を務める北海道高齢者向け住宅事業者連絡会（TEL：707-4343）では、高齢者向け住宅に住んでいる方で処遇が難しい方などの事例検討を開始する。在宅診療医や弁護士、精神保健福祉士など専門職にも参加していただき、2ヶ月に一度グループスーパービジョンで総合的にケースを検討する場を用意する予定である。初回は5月9日（金）18:30～シーズネット会議室で開催予定。興味のある方はお問い合わせください（参加費500円）。

『今月のQuestion』は、本会のホームページで公開している札幌市Q&A等の情報を掲載します。今回は、会員ケアマネの疑問に対する札幌市介護保険課の回答です。ただし、Q2の回答につきましては、紙面の都合上、記載が難しいためホームページ(会員向け)にてご覧くださいますようお願い致します。何卒ご了承ください。

札幌市ケアマネ連協ホームページ (<http://sapporo-cmrenkyo.jp/>)

『札幌 ケアマネ』で検索可能



Q1. 通院等乗降介助は通院以外の目的で利用することは可能でしょうか？

A1. 日常生活上必要な行為かどうかを利用者の生活環境や身体状況等により判断した結果、可能な場合もあります。

利用することが可能、不可能な例をあげるとすると、以下のとおりです。

- (1) 選挙 = ○
- (2) 入院 = △ (入院することがわかっている場合は適切ではない。)
- (3) 退院 = ×
- (4) ショート送迎 = ×
- (5) 官公庁への届出 = 限りなく×に近い△ (本人が日常生活上どうしても行かなければならないものであって、他人が代行できない場合に限り認められる。)
- (6) 買物 = △ (本人が日常生活上どうしても行かなければならないものであって、他人が代行できない場合に限り認められる。本人が自ら品物を選ぶ必要がある場合等)
- (7) 銀行 = 限りなく○に近い△ (本人が日常生活上どうしても行かなければならないものであって、他人が代行できない場合に限り認められる。)

Q3. は次ページです。

平成26年4月 札幌市介護保険課

会員ログイン後、ページの左側にある「お役立ちQ&A」からご覧ください。

※会員ログインのIDとパスワードは、郵便封筒に貼ってある住所シールに記載しています。

例：会員No.1 xxxx ○○区支部 の住所シールの場合  
→この例では、IDが『0001』の4ケタ、パスワードが『xxxx』となります。

Q2. ケアプランの短期目標の期間を延長する場合の手順・対応について、教えて下さい。

1. 期間を延長した場合は「経過記録」に利用者本人、家族に更新することの同意を得たことやサービス事業所へ短期目標の延長期間を伝えた旨を記載し、ケアプランに手書きで期間の修正を記載するだけで良いのか？
2. 更新した場合はケアプランの差替えが必要か？差替えの際は「短期目標期間」が記載された2表のみの差替えとなるのか？
3. 短期目標の期間が切れた時の対応については、法令や通知等の文章のどの部分に記載されているのか？


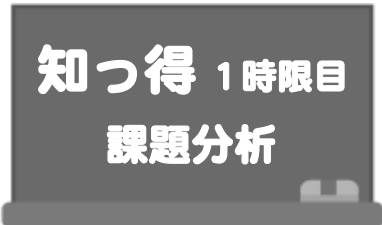
※Q2の回答はホームページでご確認願います。

## 『今月のQuestion』 つづき

Q3. 消費税の増税でケアマネが国保連に請求する単位数にも変更があるとなっているが、居宅介護支援事業における重要事項説明書は4月に一齐に差替えが必要か？ サービス事業所も同様か？

A3. 速やかに差替える必要があります。また、サービス事業所においても、同様です。

平成26年4月 札幌市介護保険課

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 


## 知っ得 1時限目 課題分析

## アセスメント（課題分析）のプロセスは

ケアマネとしてとても大切！

私たちケアマネは、忙しくなるとついつい利用者の要望どおりのサービス展開になりがちです。「ご利用者やご家族には満足を得ていただいている」と思うものの・・・プロとして要望どおりでよいのでしょうか？ たとえ結果が良いからといって”行き当たりばったり”のケアマネジメントが許されるわけではありません。「要望型ではなく、根拠を持って必要性を見据え、利用者の気持ちに寄り添い個性を重視したプラン作成をしたい」その際に**やっぱり課題分析のプロセスはとても大切なのです。**

課題分析については、ただ単にケアマネの立場から**興味本位にアセスメントするのではなく、感情や思いが入らないように、偏った判断でなく行う必要があります。**厚生労働省の指導では「**介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なもの認められる適切な方法を用いなければならない**」とあり、アセスメントに役立つツールとして様々なアセスメントシートが開発されていますが、収集する情報の最低限の種類を「課題分析標準項目」として整理しています。

痛みの原因を「虫歯」と仮定して、その治療をせず、痛み止めを要求され、痛み止めしか服用しなければ、虫歯はだんだん悪化します。これは”要望型”に**あたり生活改善につながりません。さらに”要望型”では、「私はひとりで何でもできますので」と言われると、希望がなければ援助しないことになり**ます。「困りごと」「悩み」「訴え」などの根底には、**それを生み出す「原因」があって、私たちケアマネの援助を待っています。解決するのはこの「原因」の方ですが、利用者はニーズを自覚しないことが多いのです。**だから、ニーズを突き止める「専門家」が必要なのでケアマネが作られたのです。

### アセスメント（課題分析）へのワンポイント！

- ①ケアマネ主体の会話、情報収集にならないように利用者主体で話を聞く。
- ②ケアマネの役割を明確に説明すること。「何でも困ったことを相談してください」ではなく具体的に役割を伝える。
- ③「何のサービスを使いたいのか」ではなく、「何が困っているのか」からスタート。
- ④単なる情報収集ではなく分析が重要。原因・課題は何か？
- ⑤客観的事実だけでなく、主観的事実(本人の思い等)も聞かなければ真のニーズは見えない。
- ⑥ケアマネからサービス事業者に情報を求めなければ、向こうから提供される点は少ない。「ケアマネは何でも知っている」と思っている事業所もある。

資料：「五訂 介護支援専門員実務研修テキスト」



## ～ケアマネ奮闘記①～

ケアプランセンターかしわば 多田 隈 和代

介護保険制度の開始から私のケアマネジャーとしての人生もスタートし、辞めるきっかけもないままずるずるとここまできてしまいました。当初の私は知識不足も去ることながら、未熟な価値観、思考力を持つポキャ貧な人間で、経験豊富な人生の大先輩である利用者さんやご家族と接する事に日々びびって、“私はケアマネに向いていない！”といつも鬱々としていました。

それでも辞める勇気もなく続けてきて、まだまだ未熟な人間ではありますが、今は様々な人生を生きてきた利用者さんとの話が面白い！と感じられる余裕が持てるようになってきました。私の知らない分野で仕事をされてきた方や物事の見方が個性的で独特な分析力を持たれている方、普段とは違う意外な面を持たれている方等などのお話はさすが人生経験が詰まっっていて濃く深く、時に可笑しく、なる程！と考えさせられたりで、訪問時はつい“雑談”に花を咲かせてしまいます。利用者さんとのお話は、私の価値観や考え方等にも影響を与えてくれますが、利用者さんの中には残念な事にこうして“雑談”が出来る交流の場が少ない現状も多く、時に生き生きとして話をされる姿に勿体ないなあと感じる事もあります。

ケアマネの仕事はきつい…と感じる事も多いですが、色々な生き方や価値観、考え方等に触れ、人と深く関わる事が出来る事はこの仕事の醍醐味だとも思います。

これからも利用者さんとの貴重な“雑談”を大切にしながら、ケアマネとしても人としても成長していきたいと思っています。



## ～ケアマネ奮闘記②～

(株)アクティブケア 有料老人ホーム みのり福住 中村 徳子

有料老人ホームで計画作成担当者として従事しています。現在40名入所され要支援1から要介護5までの方が生活されています。入所年数を経るにつれて認知症状が現れる方が増えており現在その約半数の方が認知症と診断されています。

F A S Tステージは4～7です。加齢に伴う身体的な機能低下に加え中核症状に起因する生活のしづらさが日々進行するためケアプランの変更を追われる毎日です。

今年の目標としては「認知症の講習会等に参加し、進歩している認知症ケアに対する知識を深め、ケアプランに反映していく事」です。

具体的な取り組みとしては、現在のアセスメントに加え認知症の方のニーズが把握しやすいアセスメントの作成を検討しています。また、B P S Dの原因を探る方法も模索中です。

ケアスタッフに対しても自分の得た知識をケア向上会議やスタッフ会議を通して情報を伝えて、入居の皆さんのQ O Lの向上に役立つように浸透を図っています。

ご家族に対しては、入居者の現況をご家族が受容しやすいようにわかりやすい言葉で説明するように心がけています。が、なかなか難しいことが多いです。

最近は施設での看取りを希望されるご家族が増え、看取りをさせていただいております。お一人お一人を送るたびに、反省を含め「これでよかったのか？」と、振り返っています。

通院介助も今年目標達成も頑張ります。





—ケアマネから寄せられた声にコメントをつけてご紹介します—

今回はヒヤリハットを集めてみました。

サービス担当者会議、関わっているサービス事業所が多く、ようやくの思いで調整。サービス担当者会議の当日、サービス事業所さんから居宅事業所に電話がかかってきて「今、本人宅に全員集合出来ていますが、ケアマネさん、今日は、これですか？」

「.....」。

あるある〜って、あっちゃーいかんよ〜。ケアマネの仕事ってある程度スケジュール化されていて、場合によっては1ヶ月先、2ヶ月先にも予定が入る時ってあるよね。前日に翌日の確認をしてみよー！

初回訪問。介護保険者証のコピーが欲しくて、利用者さんから預かり、事務所に戻ってコピー。ご本人宅のポストにそのまま入れました。翌日、電話で激怒される。

あるある〜って、ウ〜ン。

保険者証を預かってコピーする職業ってケアマネが多いですよ。ほか保険者証といっても、病院は窓口でのやり取りだけで済みますし、誰かに証書を預けるのって人によっては、「なにゆえ初対面の赤の他人に??？」と思われる事あるかと思います。預ける方の気持ちにもなって、「封筒に入れて、時間も遅くなるかもしれないので、ポストに入れておきますね」等の連絡や気配りをしてみましょう。

訪問し退室時に玄関先で派手に転倒。利用者心配される

はずかし〜よね〜。しかも訪問中に、「足腰を鍛える為にリハビリしましょう！」等の話をした後だと説得力なくなるよね。「ここが危ない箇所です。私が見本です！」と利用者さんに話しても説得力ないですね〜。今回あえてフォローしません。。。お互いガンバロウ！

事業所のパソコンは無線でつながっていて、一生懸命、作成したケアプラン。「これはすごい！今回は上手く出来た」プランも途中、無線が途切れて、全部消える。。。。

残業決定！！

思わず本人が気にしている禁句内容を訪問先で発言。本人の顔色が見る見る変わり。。。。

禁句や相手の呼び方、気にしている内容ってポロっと出ると収拾がつかなくなりますよね。その場で素直に謝ろう。でも何故、禁句発言してしまったかの分析もしてみよう。

プリントミスに気がつかないで利用票を持って、利用者宅に訪問、よくよく見ると来月の利用票ではなく、今月の利用票を持参。。。何件か前の訪問先でも気がつかないで捺印をいただいていた。前の訪問先で変な顔をされていた理由がわかった！

印刷後に再確認のため内容を見る事が大切だと分かっただけでも良いのではないのでしょうか？ もう2度と無い様に 次回は頑張ろうという気持ちと他のメンバーにも共有する事が大切です。でも何件、間違えたか分かりませんが事業所みんなで協力して月末スタンプラリー大会、決定！！

# 掲示板コーナー

区支部研修会の最新情報は、会ホームページ  
<http://sapporo-cmrenkyo.jp/> でご覧ください。



平成26年5月22日(木)に札幌市ケアマネ連協定時総会を予定しています。  
 4月の下旬には、議案書を全会員へ郵送いたしますので、出欠の有無や書面表決書等について、  
**欠席の場合も必ずFAXまたはインターネットでご返信**くださいますようご協力お願いいたします。

また、同日に全体研修会も予定しており、今回は「札幌市の高齢者虐待について」をテーマに研修会  
 を検討しています。詳細につきましては、4月下旬にお送りする議案書にあわせて同封いたしますの  
 で、ご確認お願いいたします。



## 札幌市ケアマネ連協 第1回支部役員交流会 実施報告

平成26年3月11日(火)札幌市社会福祉総合センターにて、役員間の相互理  
 解を深め、より一層の連携強化を図る機会として第1回支部役員交流会を開催し  
 ました。

当日は5グループに分かれ、「他区の支部はどのように運営しているの？」を  
 テーマに、普段あまり顔をあわせることのない支部役員同士で意見交換を行いま  
 した。

支部運営に関するさまざまな意見が出され、今後のケアマネ連協のさらなる向  
 上につながる貴重な交流会となりました。



**札幌市ケアマネ連協では会の活動に協力していただける会員を  
 募集しています。**

本会会員のケアマネジャーであればどなたでも参加可能です。

主な活動は、札幌市内のケアマネ向け研修会等の企画・運営です。基本的に月1回程度、終業後の18:30こ  
 ろから打合せや研修会を実施しています。(交通費支給)

皆同じケアマネですので、忙しくて参加できない場合や緊急の対応で急に欠席となる場合などお互いに  
 サポートします。

活動にご協力いただくことで、ほかのケアマネジャーと横のつながりができ、情報交換・情報共有によ  
 る最新情報の入手、気分転換(ストレス解消)など自身の向上のためにお役立ていただけると幸いです。

興味のある会員様はお気軽に下記事務局までご連絡ください。

そのほかにも、希望する研修や講師等のご要望がありましたら、本会ホームページの送信フォームより  
 お知らせください。

**札幌市ケアマネ連協 事務局** (担当: 谷)

〒001-0010 札幌市中央区北10条西4丁目1 SCビル2F

TEL 011-792-1811

FAX 011-792-5140

ホームページ <http://sapporo-cmrenkyo.jp/> (『札幌 ケアマネ』で検索可)

